

**Works
Report**

2019

**フランスの
CPF (職業訓練個人口座) を
活用したフリーランスの職業訓練**

**Recruit
Works
Institute**

1. CPFのポータビリティ

- 1.1. ユニバーサルなポータビリティを伴う生涯的な職業訓練の権利 1
- 1.2. 民間従業員が先行、フリーランスは2018年から 1
- 1.3. 時間数積立からユーロ積立へ。年間500ユーロ、上限5,000ユーロ 2

2. CPFを活用したフリーランスの職業訓練の仕組み

- 2.1. CPFを利用できるフリーランスとは 3
 - 2.2. 負担金の徴収とCPF活用の仕組み 3
 - 2.3. FAFの種類 4
 - 2.4. CPFで利用できる職業訓練機関 5
 - 2.5. CPFで利用できる職業訓練 6
- 【主な参考資料の出典】 9

1. CPFのポータビリティ

1.1. ユニバーサルなポータビリティを伴う生涯的な職業訓練の権利

CPF (compte personnel de formation : 職業訓練個人口座) は、「職業訓練・雇用・労使関係の民主主義に関する 2014 年 3 月 5 日付け法律¹」により導入された、ユニバーサルで生涯的な職業訓練の権利を保障するためのツールである。

同法により改定された労働法典 L6111-1 条では、これを以下のように位置づけている。

「生涯を通じた職業訓練を保障することは国家の義務である。生涯を通じた職業訓練の目指すところは、すべての人が、その職業上の身分のいかんにかかわらず、職業上の発展を助けるための知識及び能力を取得、刷新し、職業人生において少なくとも一段階は資格を向上させる機会を得られるようにすることである。生涯を通じた職業訓練は、キャリアパスの安全化、及び従業員の場合にはその昇進にとって決定的な要素をなす。

(中略)

全ての人は、生涯を通じた職業訓練へのアクセスを容易にするため、労働市場へ参入した時点から停年退職の時点まで、その職業上の身分のいかんにかかわらず、CPF を保有する。〔後略〕

上記の法文が明記するように、CPF はフランスで初めて、義務教育修了後の 16 歳から定年退職するまでの全ての就労者に対して、求職者、転職者、従業員、フリーランスといった「職業上の身分のいかんにかかわらず」、継続職業訓練の権利を保障する制度、つまりユニバーサルなポータビリティを伴う職業訓練のための権利として導入された。

適用面では、「職業上の身分のいかんによって」条件差が残ったまま 2015 年に制度がスタートしたが、以後、完全な共通化へ向けた整備が徐々に進められている。

1.2. 民間従業員が先行、フリーランスは2018年から

民間の従業員には、上記の 2014 年法に則って 2015 年 1 月 1 日から CPF が導入されたが、フリーランス (自営業、自由業) や、公務員 (契約職員を含む) については、「労働・労使対話の近代化・キャリアパスの安全化に関する 2016 年 8 月 8 日付けの法律²」により、公務員は 2017 年 1 月から、フリーランスは 2018 年 1 月から導入された。

¹ LOI n° 2014-288 du 5 mars 2014 relative à la formation professionnelle, à l'emploi et à la démocratie sociale

² LOI n° 2016-1088 du 8 août 2016 relative au travail, à la modernisation du dialogue social et à la sécurisation des parcours professionnels

1.3. 時間数積立からユーロ積立へ。年間500ユーロ、上限5,000ユーロ

CPF は、「自分の職業上の未来を選択する自由のための 2018 年 9 月 5 日付けの法律³」により制度面で変更が加えられ、2019 年以降、積み立てられたポイント(権利)の単位が、従来の「時間数」から「ユーロ(金額)」に移行し、これまでの積み立て時間は「1 時間 =15 ユーロ」のレートでユーロに交換された。

2019 年 1 月以降は、民間従業員、求職者、フリーランスは、年間 500 ユーロの積み立てで、上限が 5,000 ユーロとしている。パートタイムの場合も、ハーフタイム以上の就労であれば、フルタイムと同額の積み立てとなる。低資格就労者の積立額は年間 800 ユーロ、上限 8,000 ユーロに割り増しされる。

なお、職業訓練を受ける際に、自分の CPF の権利だけでは資金不足となる場合は、自費負担の他に、一定条件の下に雇用主、職業訓練負担金管理機関(OPCA/OPCO、FAF 等)、ポールアンプロワ(職安)、地域圏などへの追加支援申請が可能である。

また、公務員は「時間数」での積立のままであるが、「公職を変えるための 2019 年 8 月 6 日付けの法律⁴」により、民間と公職との間を転職する場合には、ユーロまたは時間数で積み立てられた権利が相互に転換されることが定められ、両者間のポータビリティが改めて保障された。

3 LOI n° 2018-771 du 5 septembre 2018 pour la liberté de choisir son avenir professionnel

4 LOI n° 2019-828 du 6 août 2019 de transformation de la fonction publique

2. CPFを活用したフリーランスの職業訓練の仕組み

2.1. CPFを利用できるフリーランスとは

フリーランス (個人事業者) の CPF の導入に関しては、2016 年 12 月 30 日付けで、「独立就労者、自由業及び従業員でない職業の就労者、さらにその職業上の協力者たる配偶者、アーティスト・作品の作者を対象とする CPF の導入についての政令⁵」が発表された。

政令の呼称からも明らかのように、法的枠組みとしては、自営の商店主・職人・農業従事者・水産業従事者、同じく自営の弁護士やコンサルタント、開業医、アーティストなどを含め、民間の従業員でない全ての就労者について、その資格の種類や水準、業種、自営の法的形態にかかわらず、同一の制度が適用される。

また、複数の業務を並行して行っているフリーランスは、それぞれの業務を合計したポイントが、上限額を限度として口座に積み立てられる。またポイントを活用する場合は、複数の業務のうち一つを選択し、その業種に対応する職業訓練を選択する。

2.2. 負担金の徴収とCPF活用の仕組み

現行制度では、フリーランスと民間従業員では、CPF の資金となる職業教育負担金の徴収システムが異なる。

職業訓練負担金の支払いはいずれも義務であるが、民間従業員については、雇用主である企業が賃金総額の一定割合を OPCA/OPCO (労使同数の職業訓練負担金管理機関) に納め、従業員が CPF/CPA のポータルサイト⁶を通じて職業訓練を希望すれば、OPCA/OPCO が費用を負担する。

これに対しフリーランスでは、事業主である本人が職業訓練負担金を URSSAF (社会保険及び家族手当徴収連合) に納め、URSSAF が、職種毎の職業訓練基金である FAF (Fonds d'assurance formation : 職業訓練保険基金) に徴収した負担金を分配する。

5 Décret n° 2016-1999 du 30 décembre 2016 relatif à la mise en œuvre du compte personnel d'activité pour les travailleurs indépendants, les membres des professions libérales et des professions non salariées, leurs conjoints collaborateurs et les artistes auteurs

6 上出の労働・労使対話の近代化・キャリアパスの安全化に関する2016年8月8日付けの法律により、CPFと併せて、重労働を理由とする転職や早期退職のためのツールであるC2P (重労働予防口座)、CEC (市民役務・ボランティア活動口座) も含めて継続職業訓練の権利を構築するCPA (個人活動口座) が導入され、一つのポータルサイトを通じて全口座にアクセスできるようになった。
URLは<https://www.moncompteactivite.gouv.fr/cpa-public/>

フリーランスは現時点では、ポータルサイトを通じて自分の CPF のポイントを確認することはできるが、職業訓練費用負担申請の手続きを同サイト上で行うことはできない。

職業訓練負担金納入済み証明を URSSAF から取得した上で、自分が所属する FAF に CPF 利用を申請する。FAF は CPF/CPA のポータルサイトを管理する預金供託金庫 (Caisse des Dépôts et Consignations) に必要情報を提供する。

ただし、民間従業員とフリーランスで異なるこの 2 本立ての徴収システムは 2020 年をもって廃止され、2021 年 1 月以降は、民間従業員についても、フリーランスと同じく、URSSAF が負担金徴収を行うことになる。

2.3. FAFの種類

各フリーランスは、事業開始の届出を行う際に、NAF (フランス業務分類) に従った事業の分類を申告しており、この NAF によって自分が所属する FAF⁷が決まる。

以下の 7 つの FAF が存在する。

| Fonds d'assurance formation (職業訓練保険基金) | 対象とする活動 |
|---|---|
| Fonds interprofessionnel de formation des professionnels libéraux (FIF-PL) | 自由業 |
| Fonds d'assurance formation de la profession médicale (FAF-PM) | 開業医 |
| Association de gestion du financement de la formation des chefs d'entreprise (Agefice) | 商店主及び商業・工業・サービス部門の従業員でない経営者 |
| Fonds d'assurance formation des secteurs de la culture, de la communication et des loisirs (AFDAS) | アーティスト・作者 |
| Fonds d'assurance formation des chefs d'entreprises artisanales (FAFCEA) | 職人、手工業登録機関 (RM) に登録した企業主、手工業登録機関 (RM) に登録していない簡易個人事業主 |
| Fonds pour la formation des entrepreneurs du vivant (Vivéa) | 農業従事者及び森林開発業者 |
| Fonds d'assurance formation des salariés des petites et moyennes entreprises (Agefos PME) 貝類養殖業者、海産魚養殖企業主については Agefos PME 内の SPP-PCM | 漁業従事者：貝類養殖業者、海産魚養殖企業主 |

7 フリーランスの FAF と民間従業員の OPCA/OPCO は必ずしも別個の組織ではなく、一つの組織が同時に、フリーランスのための FAF であり、従業員のための OPCA/OPCO であることもある。2018 年 9 月の「職業上の未来を選択する自由のための法律」では、OPCA に代わって、職業訓練負担金の徴収には携わらない OPCO を設置し、負担金の徴収を URSSAF に委ねることを定めた。

2.4. CPFで利用できる職業訓練機関

職業訓練を行う機関は、公的機関もあれば民間企業もあり、一般のサービス企業と同じく誰もが起業して職業訓練サービスを提供できる。商工会議所、手工業会議所、農業会議所がサービスを提供する場合もある。

ただし、CPFのように義務的に徴収された職業訓練負担金が利用され、資格・認証につなげる制度においては、継続職業訓練を提供する機関のサービスについて当然ながら一貫性のある品質チェックシステムを導入することが必要となる。

CPFに関しては、上記の2014年3月5日法及び2018年9月5日法、適用政令である2015年6月30日の政令⁸、2019年6月6日の政令⁹を通じて、職業訓練機関に対する統一的な品質チェックの枠組みが導入された。

CPFを導入した2014年3月5日法では、職業訓練サービスの透明性と質の向上をはかるため、「職業訓練サービスの質の監視と検査を行う責任」を職業訓練負担金の管理機関(OPCA/OPCO、フリーランスの場合はFAF)に委ねた。

その上で、政令により以下の6つの品質基準が定められ、職業訓練負担金管理機関はそれぞれ2017年1月以降、6基準を満たす職業訓練機関のリスト(catalogue de référence)を発表することになった。

現行の6つの品質基準

- 目標が明確に設定され、受講者に適した訓練であること
- 受講者に適した受入れ、教育面でのフォロー及び評価が行われること
- 提供する訓練に適した教育方法、技術的手段、管理体制が整えられていること
- 訓練担当者が有資格者であり、継続教育を受けていること
- 提供される訓練について利用者へ情報提供を行うための条件、待ち時間、情報内容
- 受講者からの評価を考慮、反映すること

職業訓練負担金管理機関は、職業訓練機関の品質認定にあたって共通のKPI方式を導入し、各基準について複数、計21の指標を設定した上で、提出すべき証明資料を指標ごとに定めた¹⁰。

職業訓練機関は、全基準をクリアすれば認定機関のリスト(catalogue de référence)上に掲載され、利用者はこれら機関による訓練についてCPF枠内での費用負担を申請することができる。

8 Décret n° 2015-790 du 30 juin 2015 relatif à la qualité des actions de la formation professionnelle continue

9 Décret n° 2019-564 du 6 juin 2019 relatif à la qualité des actions de la formation professionnelle

10 例外として、CNEFOP(雇用・職業教育・オリエンテーション全国評議会)の認証を受けた職業訓練機関は、CPFの品質証明資料の提出なしで認定機関リストに掲載される。CNEFOPは2014年3月5日法により設置された。関連各省、地域圏、労使等の代表が参加する。

職業訓練負担金管理機関は、職業訓練機関とのインターフェースとしてポータルサイト「Datadock」を運営し、職業訓練機関の登録、指標と証明資料による品質チェック、認定機関リストへの掲載など、全手続をオンライン化している。

一方、CPF の利用者は「Datadock」を検索すると、CPF 枠内で費用負担が可能な職業訓練機関を見つけることができる。

なお、このシステムは今後さらに変更する予定である。「Datadock」を通じた職業訓練機関認定は、2020 年をもって終了し、2021 年 1 月以降は、職業訓練活動品質全国基準 (référentiel national sur la qualité des actions de formation professionnelle) が採用され、この基準に則って COFRA (Comité français d' accréditation : フランス認定委員会) による認定を受けることが必要になる¹¹。

この変更と同時に、既存の 6 つの基準に加えて、7 つ目の基準として新たに「社会経済的環境を十分反映していること」が追加され、指標数は計 32 に増える。

2.5. CPFで利用できる職業訓練

CPF の枠内で費用負担を申請できる職業訓練については、キャリアパスの構築という観点からも、一定の資格・認証の取得につながる訓練であることが法律により定められている。

2019 年 1 月以降、CPF を利用した職業訓練で取得できる資格・認証が全て一つのリストにまとめられて CPA/CPF ポータルサイトで公開され、毎週更新されている¹²。

具体的には、自動車免許、外国語、事業の管理運営といった横断的な基本能力から、各分野の専門技術資格、職人のエクセレンス認証である MOF (国家最優秀職人賞) コンクールの準備、さらにバカロレア (大学入学資格)、修士号、エンジニアのディプロムまで、8,000 以上の資格・認証がリストアップされている。これらは主として RNCP (全国職業資格総覧) に含まれる資格・認証である。

ただし、リストアップされた全ての資格・認証の取得に通じる職業訓練が CPF の枠内で必ず提供されているということではない。

また、フリーランスの場合は、各 FAF の費用負担が可能な職業訓練のテーマ、時間数等の条件を定めている場合があり、負担額の上限を設定することもできる。

¹¹ <https://www.francecompetences.fr/-Qualite-de-la-formation-32-.html>

¹² <https://www.moncompteactivite.gouv.fr/cpa-public/gestionnaires-cpf/documents-telecharger/listes-de-certifications-eligibles>

政令によれば、基本的に、受講料、受講の付属経費(交通費、食費、宿泊費等)、受講に伴って発生する託児費、介護家族の委託費等は負担の対象となり、受講期間中の事業収入の逸失分についても FAF の合意があれば補償手当を受けられるが、FAF によっては、付属経費等は負担していないところもある。

また、FAF が、費用負担が可能な職業訓練のテーマ、時間数、負担額の上限等を定めている場合もある。

■ FIF-PL(自由業)

FIF-PL では、「生活環境」、「法務」、「医療」、「技術」の 4 つのカテゴリーに分けて、職業訓練の費用負担の基本条件を定めている。

「生活環境」には建築士、インテリアデザイナー、測量士、文化遺産・自然遺産管理の専門家、エンジニアなど、「法務」は弁護士、商事裁判所書記、執達吏、公証人、競売人、管財人など、「医療」は、薬剤師、獣医、歯科医、看護師、助産師、整体師、発音矯正師、足治療法士、栄養士など、「技術」は各種コンサルタント・エキスパート、グラフィックデザイナー、販売外交員、通訳・翻訳、コンピュータソフトエディター、秘書、催眠術師、心理療法士、教育・訓練職などがある。

FIF-PL は基本的に受講費のみを負担し、その他の経費の負担は認めていない。

また、会議やシンポジウム等への参加の費用負担は原則的に認めないが、内容が一定の教育上の基準に合致している場合には、審査の上で負担が認められる場合がある。

職種別に費用負担の規則が明示されているが、共通点を見ると、短期と長期の 2 つの訓練のカテゴリーがあり、3 回受講までの短期の訓練は、職務に直接関わるテーマの場合で年間費用負担上限が 900 ユーロ程度(業種によって増減あり)、長期(100 時間以上)の訓練は、職務に直接関わるテーマの場合で費用の 70%、上限が 2,500 ユーロとなっている。

テーマが職務の履行にとって周辺的なテーマである場合は、上限額も 1/3 程度になる。

「弁護士」の場合を見ると、上限額 900 ユーロの範囲内で受講できる短期訓練のテーマは、法務知識面、職業倫理の側面も盛り込んだ弁護士事務所の管理運営、情報処理、外国語、さらに、受講者自身がトレーナーや調停人となるための訓練等がある。

「インテリアデザイナー」を見ると、上限額 900 ユーロの場合の受講テーマとしては、安全・健康保護のコーディネーターとしてのレベルアップ、新しい環境規制の適用、営業面での人間関係の発展、調停・仲裁、エコ設計、ライフサイクル分析、品質管理、バリアフリー、コンピュータ支援設計など、上限額 300 ユーロの場合のテーマとして、風水、外国語、コーチング・マネジメント等がある。

■ FAF-PM(開業医)

FAF-PM では、費用負担を行う職業訓練として、「開業医としての職務と直接関連し、資格(ディプロム)または能力(キャパシティ)証明につながるか、あるいは知識の習得・維持・向上につながる事」、あるいはまた「外国語または地方言語(ブルトン、アルザス、バスクなど)の習得・維持につながる事」を対象とすると規定している。

これに加えて、「開業医としての職務と直接関連する専門学会への参加」も負担の対象となる。

ただし、受講費は負担するが、受講の付属経費(交通費、食費、宿泊費等)や、受講期間中の事業収入の逸失分に関しては負担を行わない。

2019年の年間負担額上限は420ユーロ。

また、「事業の管理運営、患者と医師のコミュニケーション、事業に必要な情報デジタル技術、医学英語、新技術の応用」といった、開業医としての職務と直接的な繋がりのないテーマに関しては、開業医本人だけでなく、職業上の協力者である配偶者も職業訓練を受講し、費用負担を受けられる。

職業訓練のテーマの例としては、医学上の専門知識に関するものの他に、「遠隔医療用ソフトの利用」「娯楽用大麻の使用への対処」「乳児の予防接種に関する新たな義務」「催眠術と不安」「言葉による攻撃と威嚇」「死亡証明書の執筆」などが見られる。

■ AFDAS(アーティスト・作者)

AFDAS では、リストアップしている職業訓練のうちで「キーターン職業訓練」というカテゴリーの中で、CPFを利用できる職業訓練を提案している。

AFDAS は、カルチャー、クリエイション、メディア、コミュニケーション、通信、スポーツ、観光、レジャー、娯楽など広範な分野の就労者をカバーしており、各業種の専門的特殊技能に係る訓練を多数リストアップしている。

ただし、CPF利用の対象となる訓練は、むしろ事業活動を容易にするための横断的な基本技能取得の訓練であり、具体的には、外国語、ワープロや表計算などのアプリケーションソフトウェア、CGデザインのデザインソフトウェア、安全上の基本技能(フォークリフトの運転、電気工事、公共スペースでの火災時の対応、労務上の健康安全面での対応)がテーマとなっている。

■ FAFCEA(職人、手工業登録機関 RMに登録した企業主、RMに登録していない簡易個人事業主)

FAFCEA は、「食品」、「建設」、「製造・サービス」の3つのカテゴリーに分類される手工業の職種について職業訓練の費用負担を行っている。

CPFの枠内で利用できる職業訓練のうち手工業部門に特徴的なものとしては、「国家最優秀職人賞(MOF: Meilleur ouvrier de France)のコンクール準備のための訓練がある。MOFは、伝統的な手工芸技術の顕彰と継承発展を目的に1924年から実施されているコンクールで、国民の間での認知度も高い。

フランス料理のシェフの MOF が有名だが、その他、食品、建設、製造・サービスの全カテゴリーを通じて計 230 の職種でそれぞれ MOF コンクールが行われている。MOF は、資格のレベルとしては「バカロレア +2 年」の短期高等教育修了資格として認定される。料理・食品分野以外の例としては、宝飾、皮革、家具、木造船舶、陶磁器、美容師、エステ、歯科技工士、製本、楽器、造園、フローラルアート、剥製、ペットのトリミングなどがある。眼鏡・エネルギー・衛生・インテリアなどの分野での専門販売についての MOF も存在する。

MOF コンクール準備のための職業訓練は、FAFCEA の技術委員会と理事会の承認を受けた上で、6,000 ユーロを上限とする負担が行われる。また、コンクールのための作品製作に必要な材料費についても負担が認められる。

【主な参考資料の出典】

| | |
|-------------|---|
| 公式法令サイト | https://www.legifrance.gouv.fr/ |
| 労働雇用省 | https://travail-emploi.gouv.fr/ |
| 行政サービス広報 | https://www.service-public.fr/ |
| CPA ポータルサイト | https://www.moncompteactivite.gouv.fr/cpa-public/ |
| FIF-PL | https://www.fifpl.fr |
| FAF-PM | https://www.fafpm.org |
| Agefice | https://communication-agefice.fr |
| AFDAS | https://www.afdas.com |
| FAFCEA | https://www.fafcea.com |
| Vivéa | https://www.vivea.fr |
| Agefos PME | https://www.agefos-pme.com |

フランスのCPF（職業訓練個人口座）を活用したフリーランスの職業訓練

企画・監修／村田 弘美（リクルートワークス研究所）

調査協力／義江 真木子（KSM NEWS & RESEARCH）

発行日／2019年9月4日

発行／リクルートワークス研究所 グローバルセンター

〒104-8001 東京都中央区銀座8-4-17

リクルートGINZA8ビル

株式会社リクルート

TEL 03-6835-9200

URL www.works-i.com/

本誌掲載記事の無断転載を禁じます。

©Recruit Co.,Ltd. All rights reserved.

参考資料等に掲載しているURLは各ウェブサイトへリンクしております。
ただし、ページの移動もしくは閉鎖している場合がございます。

Works Report 2019

リクルートワークス研究所

〒104-8001 東京都中央区銀座 8-4-17

リクルート GINZA8 ビル

株式会社リクルート

TEL 03-6835-9200

URL www.works-i.com/

フランスの
CPF (職業訓練個人口座) を
活用した
フリーランスの職業訓練